第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日

平成２７年（フ）第８１９号
横浜市金沢区堀口20番２－109号
破産者　市川　節子
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９９５号
横浜市青葉区奈良２丁目19番地13　クレセント光Ｃ－101
破産者　清水　都喜
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２６号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｊ７－101号、旧住所名古屋市中川区豊成町１番２－1113号
破産者　真鍋　正治
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１００号
三重県桑名市長島町押付538番地29
破産者　二宮　勝宣
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２８号
京都市左京区岩倉三宅町373番地７　ハイツプリオネ201号室
破産者　松窪　好宥
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４３０号
京都市左京区岩倉三宅町373番地７　ハイツプリオネ201号室
破産者　松窪　春惠
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
神戸市北区藤原台南町１丁目４番７号
破産者　李相俊こと　木村　相俊
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９９号
広島市安佐南区高取北１丁目51番７－７号
破産者　金澤守安こと　金　　守連
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０号
広島県呉市広横路１丁目８－11－２ホワイトハウスＢ棟、住民票上の住所広島県呉市川尻町西６丁目６番18号
破産者　渡部　義美
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第６７号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目17番17号（中島ビル３階）
破産者　松元　　悠
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２４５号
鹿児島県霧島市国分中央３丁目28番７号
破産者　五嶋　公人
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２１号
北海道帯広市東２条南21丁目16番地１　ＮＫマンション東館105号
破産者　米倉　正勝
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第８４３号
神奈川県茅ヶ崎市松浪２丁目９番62号　藤浪荘５号室
破産者　工藤　孝太
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４４号
神奈川県茅ヶ崎市松浪２丁目９番62号　藤浪荘５号室
破産者　工藤　里美（旧姓五十嵐）
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７８号
横浜市南区永田山王台３番３号　山王台ハウス201
破産者　仲野　長司
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０５号
横浜市鶴見区上末吉１－６－８、住民票上の住所横浜市鶴見区元宮１丁目14番21号
破産者　佐々木信也
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０７７号
神奈川県鎌倉市今泉３丁目８番４－11号
破産者　更科かおり（旧姓武者）
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１００号
金沢市神谷内町ホ21－４、開始決定時の住所金沢市古府町南971番地７
破産者　宮本　恵二
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所